

福井市介護予防・日常生活支援総合事業における  
通所型（予防給付相当）サービス重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して、福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型（予防給付相当）サービスの提供の開始にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意ください等々を次の通り説明します。

（令和6年8月1日改訂）

1. 事業者

- (1) 法人 社会福祉法人 町屋福祉会
- (2) 法人所在地 福井県福井市松本1丁目36番15号
- (3) 電話番号 0776-26-6280
- (4) 代表者氏名 理事長 石田次男
- (5) 設立年月 昭和47年10月16日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型（予防給付相当）サービス
- (2) 指定年月日・事業所番号 平成26年7月1日  
1870103106
- (2) 事業所の目的 利用者の社会的孤独感の解消、心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、要支援状態、事業者対象にある高齢者に対し、適切な通所型（予防給付相当）サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 デイサービスセンター すずらん
- (4) 事業所の所在地 福井県福井市西開発3丁目306番地
- (5) 電話番号 0776-52-0039
- (6) 事業所長氏名 管理者 江岸 千佳子
- (7) 当事業所の運営方針 事業所の職員は、要支援又は要介護状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等日常生活上必要な世話及び機能訓練を行う。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成26年7月1日
- (9) 利用定員 1日40名

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 福井市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月・火・水・木・金・土
受付時間	午前9時～午後4時
サービス提供時間	午前9時～午後4時

尚、希望により午前8時から午前9時及び午後4時から午後6時までの時間延長サービスを実施します。

#### 4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して通所型（予防給付相当）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 員 数
1. 管理者	1（兼務）
2. 介護職員	6以上
3. 生活相談員	1以上
4. 看護職員	2以上
5. 機能訓練指導員	2以上
6. 調理員	3（委託）

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 体 制
1. 介護職員	勤務時間 日勤： 8：30～17：30      3名 遅出： 9：30～18：30      1名 （他、半日勤務等の勤務体系あり）
2. 看護職員	日中： 8：30～17：30      1名以上

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）第一号事業支給費の対象となるサービス

〈サービスの概要〉

☆ 共通的サービス

・ 契約者が自立した生活を送るために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。

① 食事

・ 食事の準備・介助を行います。（食事時間）12：00～13：00

② 入浴

・ 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 送迎サービス

・ ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

☆ 選択的サービス

①運動器機能訓練

・ 作業療法士により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止する為の訓練を実施します。

〈サービスの利用頻度〉

☆ 利用する曜日や内容等については、介護予防サービス・支援計画に沿いながら、ご契約者と協議の上決定し、個別サービス計画に定めます。

☆ ただし、契約者の状態の変化、通所介護サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

## 〈サービス利用料金〉

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から第一号事業支給費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

### I 基本サービス費

	要支援1相当	要支援2相当
1. サービス利用単位	①1798 単位	②3621 単位

- ① 月5回利用（標準的な回数）での単位数となっております。月1～4回利用の場合は436単位/回での計算となります。
- ② 月9回利用（標準的な回数）での単位数となっております。月5～8回利用の場合は395単位/回での計算となります。

### II 加算

#### ☆サービス提供体制強化加算

	要支援1相当	要支援2相当
サービス提供体制強化加算（I）	88 単位/月	176 単位/月
サービス提供体制強化加算（II）	72 単位/月	144 単位/月

- ※ 加算（I）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が70%以上、勤続10年以上の介護福祉士の割合25%以上の場合
- ※ 加算（II）介護職員の総数のうち介護福祉士の割合が50%以上の場合

#### ☆ 選択的サービス

選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

（※但し、毎週土曜日に関しては、生活機能向上グループ活動を実施していません）

選択サービス	運動器機能向上加算	生活機能向上グループ活動加算
1. サービス利用単位	225 単位/月	100 単位/月

#### ☆介護職員等処遇改善加算

介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数にサービス別加算率(9.2%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算（II）	所定単位数にサービス別加算率(9.0%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算（III）	所定単位数にサービス別加算率(8.0%)を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算（IV）	所定単位数にサービス別加算率(6.4%)を乗じた単位

- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

### (2) 第一号事業支給費の対象外サービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ① 食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金： 朝食 360 円、昼食 710 円、おやつ 100 円、夕食 610 円

##### ② レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

紙パンツ代：150円 オムツ代：100円 尿とりパット代：30円

ノート・ケース代：各100円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

6. 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定の預金口座振替依頼書により自動引落し

福井ネット(株)

イ. 直接現金払いとする。

7. 事故発生時における対応

- (1) 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、管理者に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき時事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- (3) 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

8. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者) [職名] 相談員 江岸 千佳子  
(責任者) [職名] 施設長 松田 勝

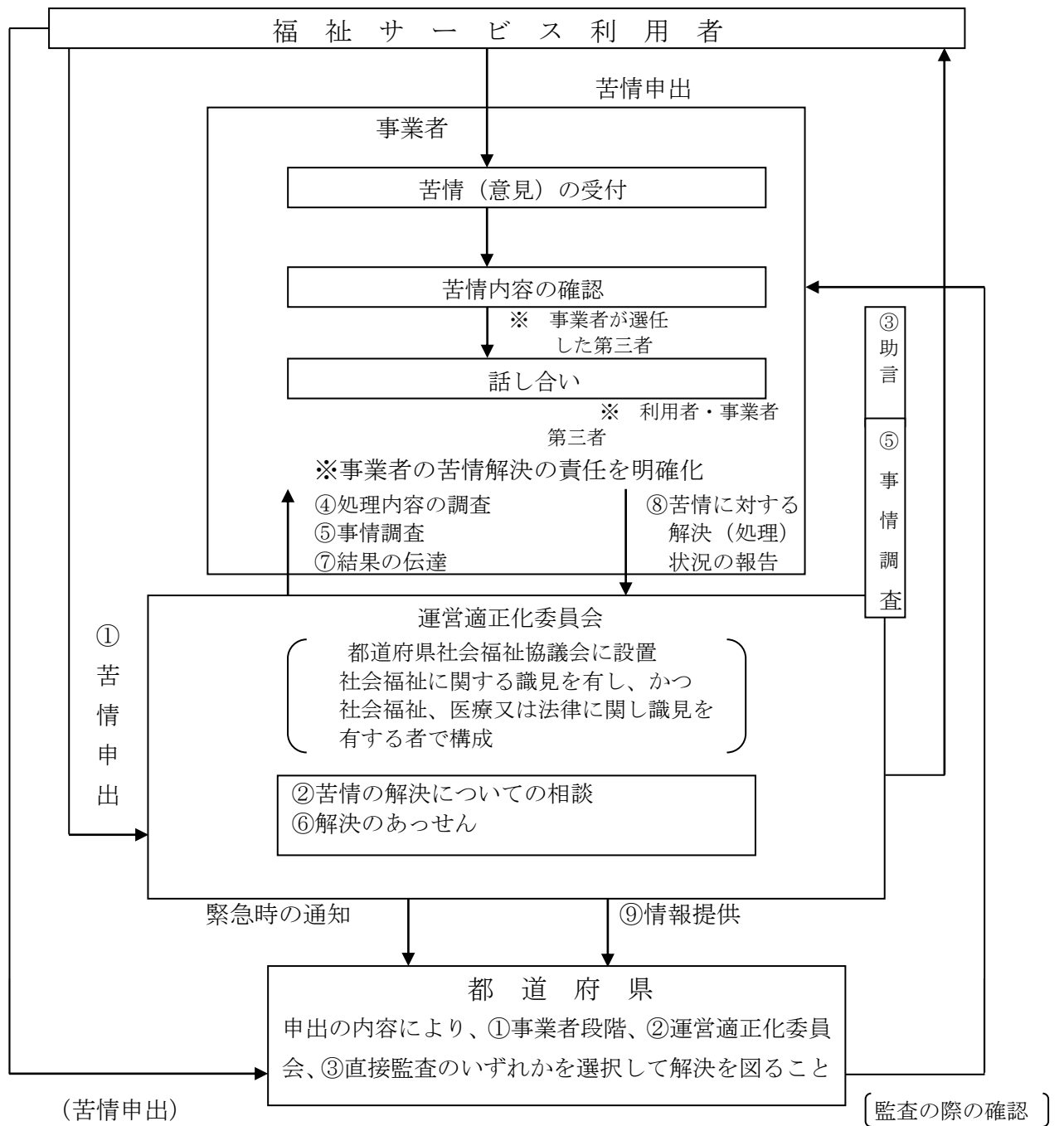
○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

また、苦情受付ボックスを玄関ホールに設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

要望苦情等の内容	窓 口	T E L
福祉サービス全般	福井県社会福祉協議会 運営適正委員会窓口	0776-24-2339
介護保険サービス	福井市地域包括ケア推進課	0776-20-5400
介護保険サービス	福井県国民健康保険団体連合会 苦情処理窓口	0776-57-1614

# 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの概要図



この重要事項説明書は、厚生省令第35号（平成18年3月14日）第8条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

### 〈重要事項説明書付属文書〉

#### 1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造           鉄筋コンクリート造     地上6階
- (2) 建物の延べ床面積       2968.33 m<sup>2</sup>
- (3) 事業所の周辺環境       日当たり良好・騒音小

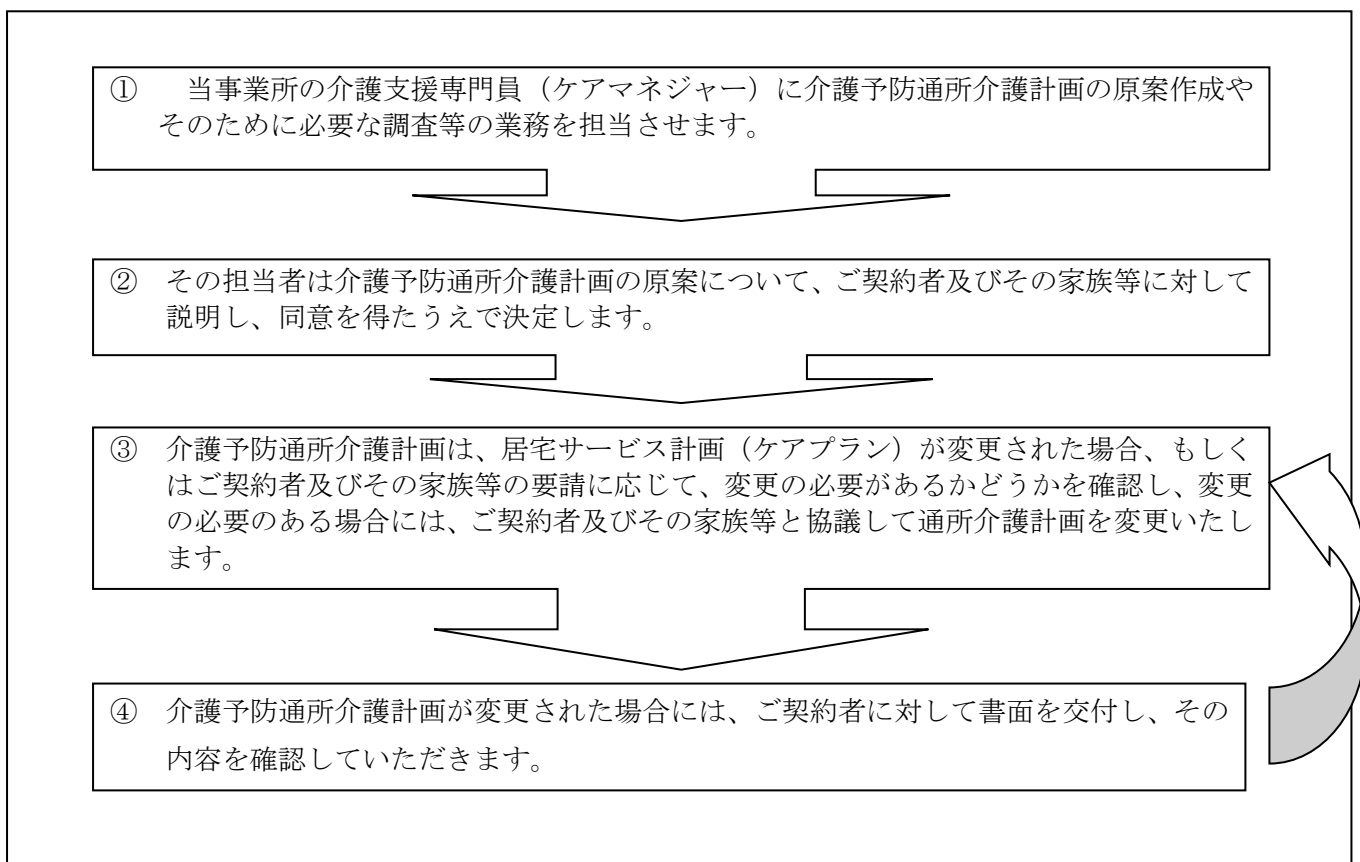
#### 2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

- 介護職員   ・・・   ご契約者の日常生活の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。  
5名の利用者に対し1名以上の介護職員を配置しています。
- 生活相談員   ・・・   ご契約者の日常生活の相談に応じ、適宜生活支援を行います。  
1名以上の生活相談員を配置しています。
- 看護職員   ・・・   主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、  
介助等も行います。  
1名以上の看護職員を配置しています。

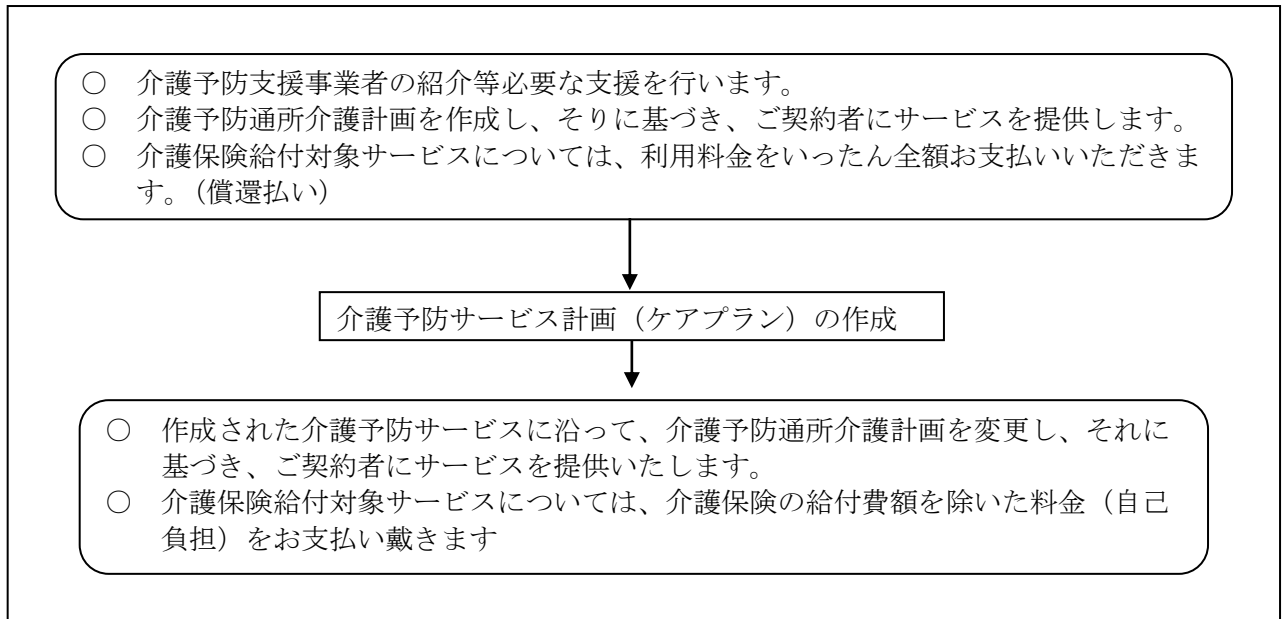
#### 3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

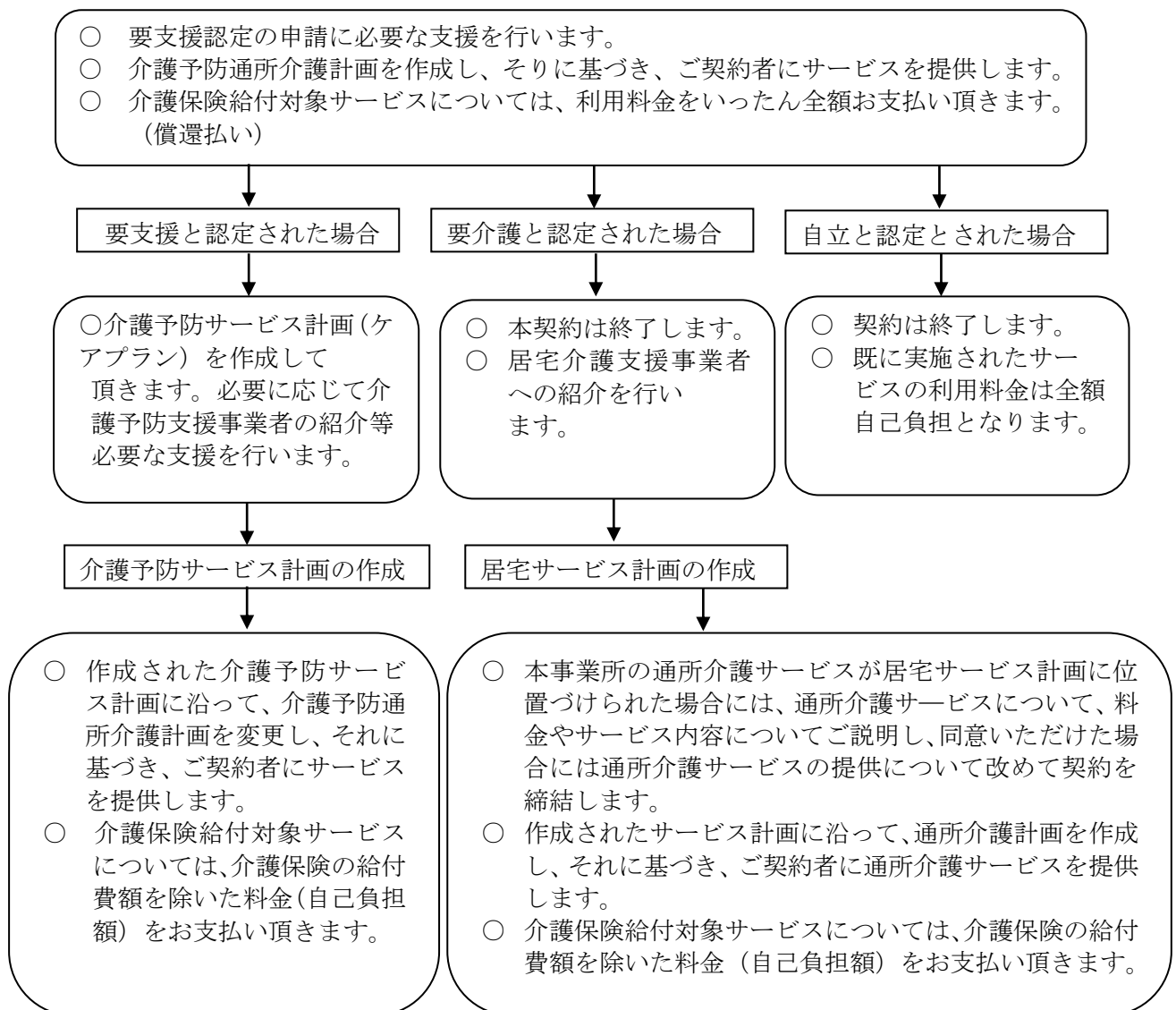


(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援認定を受けている場合



② 要支援認定を受けていない場合



#### 4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医者又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑤ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
  - ・ ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
  - ・ サービス担当者会議など、契約者に係る他の介護予防支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

#### 5. サービスの利用に関する留意事項

##### (1) 施設、設備の使用上の注意（契約書第11条参照）

- 施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- ご契約者が故意又は過失で貴重品を持ち込まれ紛失した場合には、当事業所は一切の責任を問いません。

##### (2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

#### 6. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

#### 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要支援認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日間までに契約者から契約終了の申し入れがない場合は、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第15条参照）

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）



(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第 16 条、第 17 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入所された場合
- ③ ご契約者の「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 18 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた勧告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第 15 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。